

更新版(2021年10月19日付)

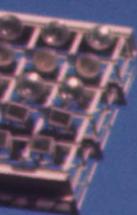
概略版

北京2022オリンピック冬季競技大会に関する
知的財産保護・
日本代表選手等の肖像使用について
——マーケティングガイドライン——



目次

オリンピックマーケティング	4
オリンピックの知的財産	5
JOC及び日本代表選手団の知的財産	6
アンブッシュマーケティングの防止	7
北京2022冬季大会参加者に関わる注意事項について(個人スポンサー等)	8
北京2022冬季大会参加者に関わる注意事項について(非営利団体)	9
北京2022冬季大会参加者に関わる注意事項について(NFの各種事業活動)	11
北京2022冬季大会参加者による個人スポンサー等に対する感謝メッセージ	16
北京2022オリンピック冬季競技大会 日本代表選手等の肖像使用について(ルール40)	17
オリンピック憲章 ルール40とは	18
北京2022冬季大会参加者及び個人スポンサー等の責任	19
オリンピック憲章 日本国内で適用されるルール40「基本概要」	20
ルール40「ジェネリック広告」における肖像使用条件	21
使用条件①「掲出時期」	22
使用条件②「広告表現」	23
使用条件③「広告使用媒体」	23
使用条件④「広告出稿量」	24
ルール40 肖像使用のための申請手続き	25
ステップ① 大会参加者による個人スポンサー等の登録申請	26
ステップ② ルール40事務局への 広告・宣伝内容の申請	28
ステップ③ ルール40事務局への 広告・宣伝の実施報告	29
問い合わせ先	30



本書は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）と公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が管理するオリンピックシンボルをはじめとするマーク及び JOC マーク（JOC エンブレム、スローガン他）等、オリンピックに関する知的財産の保護基準や北京 2022 オリンピック冬季競技大会（以下「北京 2022 冬季大会」という。）に出場するオリンピック日本代表選手団員（選手、コーチ、スタッフ等を含む。以下「大会参加者」という。）の肖像使用制限に関する規定の概要を説明するものです。

オリンピックシンボルや JOC マーク等のオリンピックに関する知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されているとともに、JOC が管理を担当し、その使用には JOC による事前の許諾が必要となります。

さらに、北京 2022 冬季大会参加者は、大会期間中の自身の肖像や大会におけるパフォーマンスの商業的な使用について、オリンピック憲章規則第 40 条付属細則第 3 項のガイドライン（以下「ルール 40」という。）を遵守することが義務付けられています。

JOC 加盟競技団体（以下「NF」という。）及び北京 2022 冬季大会参加者の皆様には、オリンピックマーケティングと自身の肖像使用における基本的なルールを正しくご理解いただき、オリンピックに関する知的財産の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



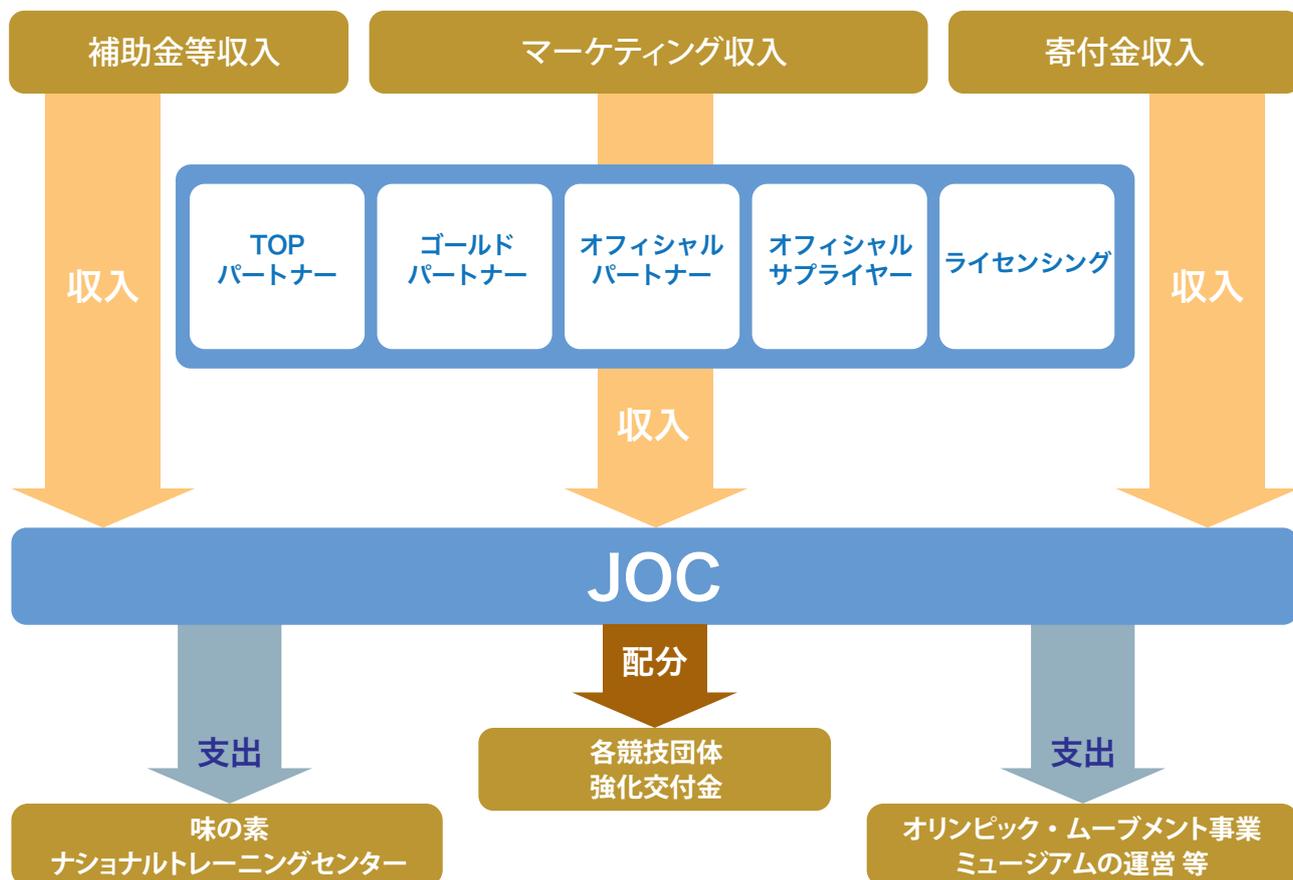
オリンピックマーケティング

各国・地域のオリンピック委員会（NOC、日本ではJOC）では、IOCのマーケティング方針に則り、自国内で、オリンピック・ムーブメントの推進、選手の育成・強化及び国際総合競技大会への代表選手団の派遣等のために、オリンピックに関する知的財産を活用したマーケティング活動を実施しています。

2013年の東京2020大会の開催決定により、JOCと組織委員会は、IOCの定める規則に基づき、2015年から日本国内のオリンピックに関する知的財産の商業的な使用权を組織委員会に集約し、「東京2020大会の権利」と「JOCの権利」を組み合わせたマーケティング活動、「ジョイントマーケティングプログラム」を展開していましたが、2021年12月末に終了します。

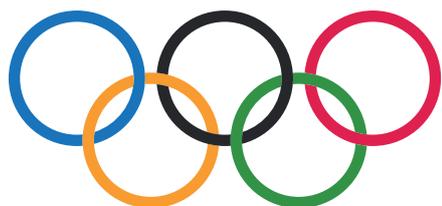
2022年1月以降は、JOCの単独マーケティングとして、ワールドワイドオリンピックパートナー及びJOCパートナー（以下「オリンピックパートナー」という）のみが、オリンピックやJOCに関わる権利を付与され、日本国内において使用することが認められております。

オリンピックパートナーからの協賛金を含むマーケティングで得た収入は、各NFへ選手強化資金として配分し、その他にもJOCが実施しているスポーツアカデミー事業（エリートアカデミー、ナショナルコーチアカデミー、キャリアアカデミー、国際人養成アカデミー）、ナショナルトレーニングセンター（NTC）運営管理費、オリンピックデーラン、オリンピックミュージアム等諸事業にも活用され、日本の国際競技力の向上並びに、オリンピック・ムーブメントの推進に大きく貢献しています。



オリンピックの知的財産

オリンピックに関する主な知的財産には、オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像及び音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、権利主体者の許可なしに使用することはできません。



オリンピックシンボル



大会エンブレム

BEIJING 2022™

大会呼称



大会マスコット



高山滑雪
Alpine Skiing



跳台滑雪
Ski Jumping



越野滑雪
Cross-Country Skiing



北欧两项
Nordic Combined

ピクトグラム



大会モットー



メダル

(例:東京2020大会)



トーチ

大会名称・通称

第24回オリンピック冬季競技大会

北京2022冬季オリンピック

その他の用語(例)

オリンピック

オリンピズム

オリンピック

オリンピック

Citius, Altius, Fortius - Communiter

Faster, Higher, Stronger - Together

より速く、より高く、より強く 一緒に

聖火/聖火リレー/トーチ/トーチリレー



大会画像

(例:東京2020大会)

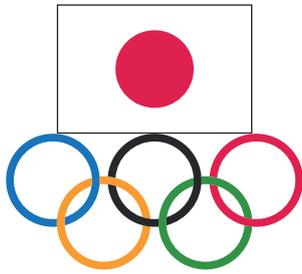


過去大会のイメージ

(例:東京1964)

JOC 及び日本代表選手団の知的財産

JOC及び日本代表選手団のマークや呼称、肖像も知的財産となり保護の対象になります。



JOC第1エンブレム



JOC第2エンブレム

がんばれ!ニッポン![®]

JOCスローガン

JAPAN

選手団Japanロゴ (例：東京2020大会)

選手団呼称・応援フレーズ

TEAM JAPAN

オリンピック日本代表選手団

ユースオリンピック日本代表選手団

チーム ニッポン

がんばれ!ニッポン!



選手団応援キャンペーンマーク

(例：東京 2020 大会)

選手団公式ユニフォーム (例：東京 2020 大会)



日本代表選手団 肖像



選手団 結団式、壮行会、解団式



メダリストパレード



アンブッシュマーケティングの防止

III アンブッシュマーケティングとは

オリンピックに関する知的財産を利用した広告宣伝・販売促進等ができるのは、オリンピックパートナーのみです。故意であるか否かを問わず、正当な権利を有していないにも拘らず、オリンピックの知的財産を使用したり、オリンピックの知名度、評判、イメージ等を利用または流用する、いわゆる便乗広告は、アンブッシュマーケティングと言われています。

アンブッシュマーケティングは、オリンピックの知的財産を侵害するばかりでなく、オリンピックパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、大会の運営や選手の育成、強化のための資源調達にも大きな影響を及ぼすことになります。

III アンブッシュマーケティングの防止

IOC は、アンブッシュマーケティングを防止するために、専門的な業者に依頼し、定期的に商標の出願状況や企業の広告宣伝・販売促進状況をモニターすると共に、万一発生した場合には、法的な対応をする等、厳しく取り締まっています。

JOC では、アンブッシュマーケティングを事前に予防することを目的に、FAQ や本ガイドラインを公式ウェブサイトに掲載し、広く注意を呼びかけ、アンチ・アンブッシュマーケティングに取り組んでいます。

是非、アンチ・アンブッシュマーケティングの意義をご理解いただき、各NF、各NFのスポンサー、北京2022冬季大会参加者の個人スポンサーや所属先等の広告、宣伝、プロモーション、PR活動等が、以下のようなアンブッシュマーケティングを起こさぬよう注意していただきますようお願いいたします。

No! オリンピックに関する知的財産を使用した広告やPR

No! オリンピックのパートナーであると誤解を招くような広告やPR

No! オリンピック日本代表選手団のパートナーであると誤解を招くような広告やPR

No! オリンピックをイメージさせるおそれのある広告やPR

<日本国内の法律>

商標法、意匠法、不正競争防止法等の関連法に基づき、違法な使用の差し止めや政府、関連省庁との連携によりライセンス商品やチケット等の模造品の取り締まりが実施されます。

商標法

不正競争防止法

著作権法

侵害に対する措置（差し止め、賠償請求等）

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(個人スポンサー等)

オリンピックパートナー以外の個人スポンサーや所属先、マネジメント会社等の営利団体(以下、「個人スポンサー等」という)は、オリンピック日本代表選手団に言及したり、イメージを流用したりすることはできません。

1. 北京2022冬季大会参加者に関するウェブサイト等におけるオリンピック表記

個人スポンサー等は、大会参加者のオリンピックに関する言及(内定・メダル獲得の事実含む)をウェブサイト上やSNS、プレスリリース等に記載し発信することはできません。



※但し、選手の紹介ページにおいて、オリンピックを特出することなく、他の大会の経歴も同様に並列して記載してある場合に限り、プロフィールの一部としてオリンピックの戦歴を記載することは可能です。

2. 北京2022冬季大会参加者(内定者含む)の発表記者会見

個人スポンサー等は、オリンピックに特化した記者会見を実施することはできません。

3. 北京2022冬季大会参加者の壮行会・報告会・祝勝会

個人スポンサー等は、大会参加者の壮行会、報告会、祝勝会等のイベントを実施することは可能です。但し、当該事業について対外的な発信及びPR(ニュースリリース配信、WEB掲載、SNS投稿等)をすることはできません。

4. 日本代表選手団公式ウェア・公式服装、メダルを使用した商業活動

北京2022冬季大会参加者が、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダル、並びにパレード等の写真や映像を、個人スポンサー等が主催するイベント等の商業的な活動に使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(非営利団体)

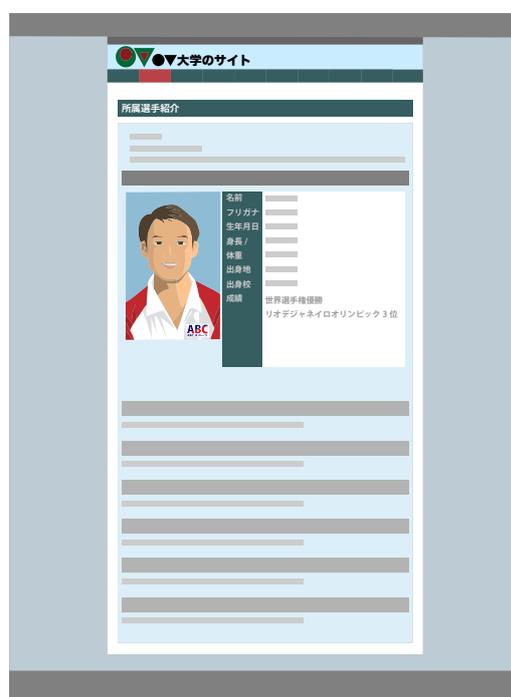
NF等の非営利団体(※定義はP.12参照)は、特定の条件のもと、オリンピックやオリンピック日本代表選手団に関する言及を非商業的な活動等に使用することができますが、オリンピック日本代表選手団と営利団体を結び付けたり、関連付けたりするような行為はできません。特に北京2022冬季大会参加者に関わる各種イベントや広告宣伝・PR活動等については、下記にご注意ください。実施を検討する場合には、事前にJOCにご相談ください。

1. 北京2022冬季大会参加者に関するウェブサイト等におけるオリンピック表記

NF等の非営利団体が、大会参加者のオリンピックに関する言及(内定・メダル獲得の事実含む)をウェブサイト上やSNS、プレスリリース等に記載し発信する場合、オリンピックパートナー以外の企業名・企業ロゴを全て排除してください。但し、大会参加者のプロフィールの一部としてオリンピックの戦歴を記載している場合はこの限りではありません。



企業ロゴ等を残すことができない例



企業ロゴ等を残すことが可能な例

2. 北京2022冬季大会参加者(内定者含む)の発表記者会見

NF等の非営利団体が「北京2022冬季大会参加者(内定者含む)発表記者会見」等のオリンピックに特化した記者会見を実施する場合、記者会見バックボードや北京2022冬季大会参加者のユニフォーム等に当該非営利団体のスポンサーロゴ等の商業的な表示をすることはできません。

※主催者である当該非営利団体ロゴは、バックボードに表示が可能です。

※オリンピックパートナーのマーケティング活動を妨げないようにご注意ください。

(例：個人スポンサー等のロゴのついた商品等を記者会見内で露出させること)

3. 北京2022冬季大会参加者の壮行会・報告会・祝勝会

NF等の非営利団体は、大会参加者の壮行会、報告会、祝勝会等のイベントを実施することは可能です。但し、自己もしくは第三者のPRに繋がるような形式、あるいは商品の販売、寄付金を募る等の資金調達を目的に実施することはできません。

※主催者である当該非営利団体ロゴはバックボードに表示が可能です。

※オリンピックパートナーのマーケティング活動を妨げないようにご注意ください。

(例：バックボードや北京2022冬季大会参加者のユニフォーム等へのオリンピックパートナー以外の営利団体のロゴを露出させること)

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(非営利団体)

4. 日本代表選手団公式ウェア・公式服装、メダルを使用した商業活動

北京2022冬季大会参加者が、大会終了後にNFや自治体等の非営利団体主催のパレードやイベント等に参加する際に、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダルを着用することは、基本的に問題はありません。但し、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダル、並びにパレード等の写真や映像等を商業的な活動に使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

5. 北京2022冬季大会参加者に関する制作物について

NF等の非営利団体が、オリンピック及びJOCに関する知的財産を使用して、北京2022冬季大会への参加を記念した独自のグッズを制作することはできません。但し、大会参加者の出場や結果に関わる事実のみを表示した横断幕を制作して掲出することは、基本的に問題はありません。

横断幕の使用例

OK例・・・文字のみ、自治体のマスコット掲出



NG例・・・企業ロゴ、大会マスコットの使用



6. NF及び大会参加者によるスポンサー、所属先等の紹介

NF及び大会参加者は、オリンピック・JOCに関する知的財産やイメージを使用し、NF及び個人のスポンサーや所属先等を紹介することはできません。特に大会開催年に各競技の日本代表チームの愛称等を使用する際は、オリンピック日本代表と誤解を招かないよう注意してください。

※非営利団体の定義

行政関連	各地方自治体・各府省庁
地域関連	自治会・町会、商店街・商店会
学校関連	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校(専門課程/高等課程/一般課程)、各種学校
スポーツ関連	競技団体、スポーツ協会、体育協会
経済関連	経済界協議会、商工会議所、商工会
国際関連	国際機関、大使館(但し、在日機関であり、国内での実施のみに限定)
その他	児童福祉施設(保育園・児童養護施設等)、公益法人、その他非営利団体等

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(NFの各種事業活動)

JOCは、以下の全ての条件を満たす場合、NFの各種事業活動にオリンピック競技大会名称等の各種用語を使用することを了解します。ただし、オリンピックシンボル及び大会エンブレムなどのマーク類の使用はできません。

NF及びそのスポンサー、選手・役員所属先等(オリンピックパートナーを除く)の各種事業活動に、オリンピックの知的財産、オリンピック及び日本代表選手団のイメージを利用あるいは流用したりすることはできません。

a) 「オリンピック」を含む名称の競技会、イベントの利用

NFは、JOCの承認を得て、オリンピック競技大会の出場権のかかる競技会及び日本代表選手の選考会または、オリンピック出場選手を紹介するイベントに、「オリンピック」を含む名称を使用する場合、以下の点にご注意ください。

① 競技会またはイベントの名称

- (1) 「オリンピック競技大会」の一部として実施されるような表現の名称は使用できません。
- (2) 名称は、「オリンピック日本代表選手」に関する何の競技会またはイベントなのか(選手選考等)が明確でなければなりません。
- (3) オリンピックに関連する競技会及びイベント並びにその放送番組等に、冠スポンサーをつけることはできません。(NF主催の日本代表選手選考会において、特定の条件のもと承認したオリンピックパートナーの場合は除く)
- (4) 冠スポンサーのついた既存の競技会及びイベントが、オリンピックの日本代表選手選考会を兼ねる場合、当該競技会及びイベントの名称に「日本代表選手選考会」を組み入れることはできません。(競技会自体の説明をする文章中に「日本代表選手選考会」であることを言及することは可能です。)
- (5) オリンピックの「壮行試合」・「イベント」・「強化試合」等に各種用語を使用する場合も上記が適用となりますが、イベントの協賛社はオリンピックパートナーに限定されます。

<使用できる例>

- 「○○競技北京2022冬季オリンピック日本代表選手選考会」(2)の例
- 「××社チャレンジマッチ ～北京2022冬季オリンピック日本代表選手選考会～」(3)の例
→××社がオリンピックパートナーの場合

<使用できない例>

- × 「○○競技日本代表選手選考会／北京2022冬季オリンピック」(1)の例
→オリンピック競技の一部に見えるためNG
- × 「△△社杯○○競技アジア最終ラウンドオリンピック予選会」(3)の例
→△△社が非オリンピックパートナーの場合
- × 「△△社××マッチ北京2022冬季大会日本代表選手選考会」(4)の例
→冠スポンサーが(オリンピックパートナー以外)のついた既存の大会名に直接的にオリンピック関連の文言を入れているためNG
→説明文として文中に入れ込めば可となる

例：今回開催される「××社××マッチ」は来たる北京2022冬季大会の日本代表選手選考選手会でもあります。

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(NFの各種事業活動)

②競技会またはイベント名称の利用

オリンピックに関連する競技会またはイベントの告知、広報、運営、放送、報告活動に「オリンピック」を含む名称を利用することができますが、当該競技会及びイベントの協賛社等のプロモーションに結び付けたり、協賛社等が使用したりすることはできません。

なお、協賛社は、下のような表示に留めてください。



<使用できない例>

- ✗ オリンピック日本代表選手選考会の公式スポンサーは〇〇社、▲▲▲社、×××社です。
- ✗ 〇〇社はオリンピック日本代表選手選考会スポンサーです。
(「〇〇社は全日本選手権大会の協賛社です」であれば可)
- ✗ 〇〇社の△△商品は、オリンピック日本代表選手選考会で使用されています。
- ✗ オリンピック日本代表選手選考会公式ライセンス商品 等

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(NFの各種事業活動)

b) 「オリンピック日本代表」の名称の利用

NFが、JOCの承認を得て、オリンピックに出場する選手、チームに関して、「オリンピック日本代表選手」、「オリンピック日本代表〇〇競技チーム」等の日本代表選手団に言及する名称を使用する場合は、以下の点にご注意ください。

- ① JOCが正式に日本代表選手団員として承認するまでは、「候補選手」、「候補チーム」の名称を使用してください。
- ② 「オリンピック日本代表(候補)選手」、「オリンピック日本代表(候補)〇〇競技チーム」等の名称は、NFの商業的な活動に使用したり、NFのスポンサーや選手、チームの所属先等が使用したりすることはできません。

<使用できない例>

- ✗ 〇〇社は、オリンピック日本代表××チームを応援しています。
- ✗ 〇〇社は、オリンピック日本代表××チームのスポンサーです。
- ✗ 〇〇社は、オリンピック日本代表××チームに△△を提供しています。
- ✗ ××チームオリンピック出場記念グッズ
- ✗ ××チームオリンピック金メダル獲得記念グッズ 等

※上記5例についてはNFのスポンサーがオリンピックパートナーでもある場合は使用可能です。

c) 「〇〇競技日本代表チーム」の愛称等の使用

各競技の「日本代表チーム」の愛称、モチーフ等を商業的な活動に使用する場合、以下の点にご注意ください。
特に、オリンピック開催年に使用する場合には、アンブッシュマーケティングとならぬよう十分注意をしてください。

- ① 当該愛称、モチーフ等の使用に際し、オリンピックをイメージさせるような表現やデザイン等を使用することはできません。

<使用できない例>

- ✗ がんばれ!〇〇ジャパン、北京で世界にはばたけ!
- ✗ 〇〇ジャパン いざ世紀の祭典に!〇〇ジャパン 等

- ② 大会参加選手、役員等に適用されるIOCの定める商業活動規制期間中の「日本代表チーム」の愛称、モチーフ等の商業的な使用は、アンブッシュマーケティングとなる可能性があることより、当該愛称やモチーフ等がオリンピック日本代表チームであると誤認させるような使用はお控え下さい。

<使用できる例>

- ××競技W杯 日本代表選手を応援しています

<使用できない例>

- ✗ ××社は、〇〇ジャパンを応援しています
- ✗ ××社は、〇〇ジャパンのオフィシャルスポンサーです 等

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(NFの各種事業活動)

d) オリンピック大会を想起させるような表現の利用

オリンピックに関する知的財産は使用していないが、オリンピック大会を想起させるような表現やデザイン等を使用したり、使用時期やその他の要素との組合せでオリンピックを想起させるようなものは、アンブッシュマーケティングとなります。

<オリンピックを想起しやすい用語例>

- × 2022年 世界の祭典
- × 2022年 歴史に残る冬
- × 東京から北京へ
- × Road to BEIJING
- × 北京を目指せ、○○○○選手
- × いよいよ幕が上がるスポーツの祭典
- × オリンピック大会に合わせた「日本代表○○チーム(選手)」の応援キャンペーン
- × オリンピックの報道記事にリンクさせた「日本代表○○チーム(選手)」の応援広告 等

NFのスポンサーや選手・役員の所属先等が、このような表現やデザイン等を使用することがないよう指導をお願いいたします。

e) NFによるスポンサーの紹介

オリンピックに関する知的財産、オリンピック及び日本代表選手団のイメージ、オリンピックを想起させるような表現やデザイン等を活用して、NFが自身のスポンサーやオリンピックパートナー以外の選手の所属企業を紹介することはできません。

<使用できない例>

- × オリンピック大会の写真を利用したスポンサーロゴニシオン活動。
- × NFのホームページのオリンピック大会参加選手、役員の活動紹介コーナーに協賛社等を表示すること。
- × オリンピック日本代表チーム(選手)に関する記者会見、壮行会、激励会、報告会等の会見バックボードにNFのスポンサーロゴ等を表示すること。

北京2022冬季大会参加者に関わる 注意事項について(NFの各種事業活動)

f) 寄付・募金等について

JOCの承諾なくオリンピックの名称を使用した応援基金等を設置することはできません。

g) オリンピック大会参加に伴う注意事項

オリンピック大会の開催期間を含むIOCの定める期間、大会参加選手、役員等の商業活動およびメディア・ジャーナリスト活動は規制されます。これに伴い、NFの各種事業、商業的な活動にも同様な規制がかかることとなりますので、ご注意ください。

大会毎の詳細規則については、IOCから通達され次第、別途連絡いたします。

h) その他

NFはオリンピックの知的財産を使い、独自にピンやTシャツなどのグッズを制作することはできません。JOCがオリンピックの知的財産を使用したグッズを使用する場合には、JOCの指定する業者(ライセンサー)から購入しなければなりません。

公式ライセンス商品例



北京2022冬季大会参加者による 個人スポンサー等に対する 感謝メッセージ

Ⅲ 個人スポンサー等への感謝メッセージの投稿について

大会参加者は、以下の条件を満たす場合には、自身の個人スポンサー及び所属先（以下「個人スポンサー等」という。）に対する感謝メッセージを、SNSを通じて対外的に発信することができます。

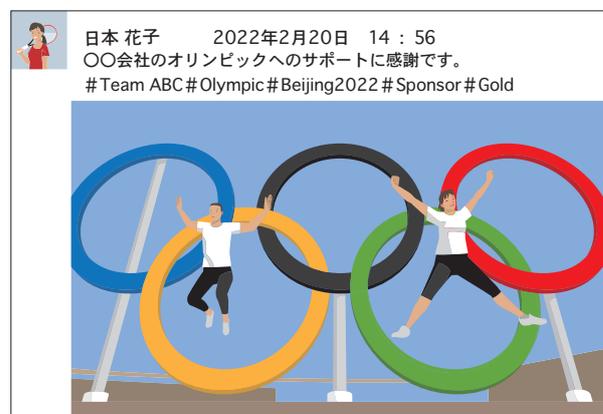
- ①オリンピックに関わる一切の表現（オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、マスコット、北京2022冬季オリンピックメダル、日本代表選手団公式ウェア等の画像、文章含む）を使用していないこと。
- ②個人スポンサー等の製品もしくはサービスが大会参加者のパフォーマンスを向上させるような内容を含まないこと。
- ③個人スポンサー等の製品やサービスを推奨する内容を含んでいないこと。
- ④IOC、組織委員会、JOCなどのコンテンツを再投稿する場合に、自身の個人スポンサー等へのメッセージと結び付けていないこと。

○ 認められる



個人スポンサー等に対する簡素な感謝メッセージ。
ユニフォームもオリンピック大会時のものではなく、写真もオリンピック以外のものを使用

× 認められない



個人スポンサー等とオリンピックへの関連付け、オリンピックプロパティの使用(画像、ハッシュタグ)

※個人スポンサー等とオリンピック、日本代表選手団を結び付けることはできません。また、個人スポンサー等は、オリンピックに便乗した商業的な活用はできません。
※個人スポンサー等による、選手の感謝メッセージのリツイート及びシェアはできません。



北京2022オリンピック冬季競技大会 日本代表選手等の肖像使用について

(ルール40)

オリンピック憲章 ルール40とは

IOCは、オリンピック競技大会等の参加資格条件となっている大会期間中の商業活動に関する規定(オリンピック憲章規則40付属細則3：ルール40)について、多数の選手から意見をヒアリングした結果、「**アスリートの権利と責任の宣言(Athlete's Rights and Responsibilities Declaration)**」を踏まえた内容に変更をしました。北京冬季2022大会に適用される新しいルール40は、以下となります。

オリンピック競技大会に参加する競技者とチーム役員、その他のチームスタッフは、IOC理事会が定める原則に従い、自身の身体、名前、写真、あるいは競技パフォーマンスが、大会期間中に宣伝目的で使用されることを許可ができる。

注)大会期間：選手村開村日より閉会式2日後

※上記規定には、選手を描いたイラスト、手形、シルエット等も含まれます。

IOCでは、このルール40の適用期間を選手村の開村日より閉会式2日後までの期間とした上で、各大会毎にガイドラインを定めています。

従来、オリンピックパートナーにのみ使用を認めていたガイドラインが変更され、オリンピックパートナー以外の営利団体であっても、IOC及びNOCが定める規則に則っていれば、当該NOCが管轄する地域内において、大会参加者の肖像を使用できることになりました。

JOCは、大会参加者の権利の尊重と大会参加者の練習環境の整備・競技力の向上に、日頃から継続的にご支援をいただいている個人スポンサー等への配慮、オリンピックマーケティングへの影響を鑑み、東京2020大会と同様のルールで北京2022冬季大会でも、**大会参加者の個人スポンサー等の肖像使用についても、JOCによる事前の承認を得たものに限り許諾することとしました。**

北京2022冬季大会参加者及び個人スポンサー等の責任

ルール40の遵守は、大会参加者のメディア活動を禁止するルール48、並びに、大会参加者の着用するウェア及び使用するスポーツ用具の製造者識別マーク表示を規定するルール50とともに、**大会への参加資格条件**となっており、違反行為は大会参加資格の剥奪にも繋がります。また、個人スポンサー等が違反した場合には、2022年以降にJOCが派遣する国際総合競技大会の参加者の肖像を肖像使用の規制期間中に一切使用できなくなる可能性がありますので、十分注意していただくようお願いいたします。

<参考>

ルール48(オリンピック憲章規則第48条付属細則3)

メディアとしての資格認定を受けた個人のみがジャーナリスト、報道記者としてまたはその他のメディアの資格で活動することができる。いかなる状況のもとでもオリンピック競技大会の期間中、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュェ、あるいはその他の資格認定を受けた参加者は、ジャーナリストまたはその他のメディアの資格で活動してはならない。

ルール50(オリンピック憲章規則第50条付属細則1)

商業的なものであれ、その他の性質のものであれ、オリンピック競技大会ではいかなる広告、プロパガンダも身体、競技ウェア、アクセサリーに表示してはならない。より一般的には、競技者、チーム役員、その他のチームスタッフ、その他のすべてのオリンピック競技大会参加者が着用する衣類、または使用する用具に表示してはならない。但し、以下の条項 8 が規定するように、物品や用具の製造者識別表示はその限りではない。この場合、識別表示は広告の目的で、著しく目立つように付けてはならない。

III 北京2022冬季大会参加者及びNFへの依頼事項

JOCは、オリンピックパートナーとともに、選手を日常的に支援する個人スポンサー等への配慮として、東京2020大会以降、日本国内で適用するルール40の一部を緩和しました。**この緩和は、北京2022冬季大会参加者自身並びにNFが正しく理解していなければ成立しません。**本ガイドラインをご確認いただき、個人スポンサー等に対し、ルール40を周知するとともに、大会参加者の肖像使用に関する確認書及び広告・宣伝内容の提出を徹底し、ルール違反(もしくは違反の疑い)が起こらないようご協力をお願いします。

オリンピック憲章 日本国内で適用される ルール40「基本概要」

IOCのルール40ガイドラインを踏まえて、日本国内で適用される北京2022冬季大会のルール40の方針は下記となります。

1) 肖像使用規制期間

IOCが定めた期間(選手村開村日より閉会式2日後まで)

北京2022冬季大会：2022年1月27日～2022年2月22日

2) 主な方針

大会参加者は、自身の容姿、名前、映像(以下、「肖像」という。)を、日本国内において、オリンピックパートナー及び自身の個人スポンサー等に限り、以下の条件のもと、商業的活動を目的として使用させることができる。

①オリンピックパートナーの場合

オリンピックパートナーに適用される規定に合致し、事前にJOCの承認を取ること。

※但し、契約カテゴリー外の製品・サービスの販促や、オリンピックプロパティを使用せず大会参加者肖像を使用した広告活動を行う場合は、大会参加者の個人スポンサーとしてルール40事務局へ申請が必要となります。

②個人スポンサー等の場合

- ・大会参加者の肖像使用に関する確認書をルール40事務局に提出すること。
- ・肖像使用に際し、大会参加者から必要な同意を得ること。
- ・期日までに広告内容をルール40事務局に申請し、承認を得ること。
- ・IOC及びJOCの方針に反するカテゴリーの広告ではないこと。
(例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル、ポルノ、道徳に反するビジネス等)
- ・ジェネリック広告における肖像使用条件(P.21参照)を遵守していること。

3) 個人スポンサー等の定義

個人スポンサー

大会参加者に対して、物品や資金提供により日々の活動を支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行う企業・団体

所属先

日常より継続的に大会参加者を支援(雇用など)している所属先(企業・団体)として、大会参加者が競技会等の出場のために、NFに事前に登録をしている企業・団体

マネジメント会社

日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

4) 申請対象物

個人スポンサー等が対外的に大会参加者の肖像を使用するもの全般(広告・宣伝物、プレスリリース、商品パッケージ、WEBサイト、SNS、動画配信等)

ルール40

「ジェネリック広告」における肖像使用条件

事前にルール40事務局へ確認書を提出した個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用は、本ガイドラインに記載されている使用条件が遵守されている場合のみ、許諾されます。その基本条件は下記のとおりです。

① 広告等の掲出時期

日常、継続的に実施している広告等であり、オリンピックへの注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと(2021年10月29日までに、世間一般に向けて使用している素材であること)等

② 広告等の表現

オリンピックやオリンピック日本代表選手団をイメージさせるおそれのない広告内容であること等
広告イメージは、使用されるコピーやナレーション、選手が着用する服装、シーンや場所などの複合的要素によって判断される

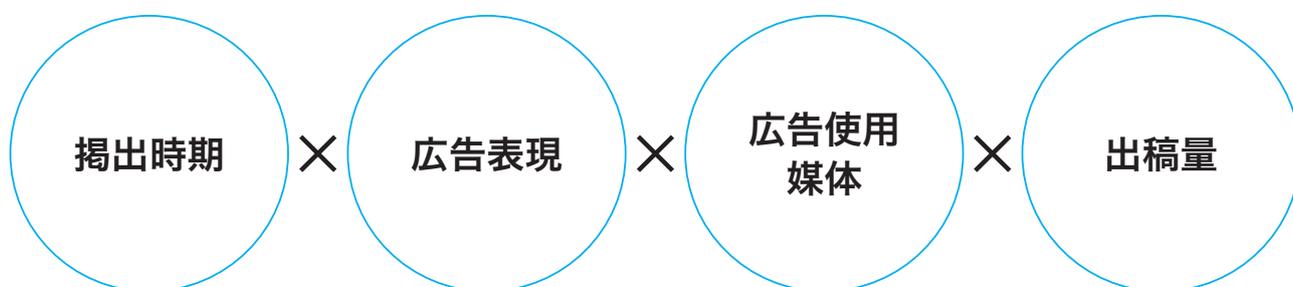
③ 広告等の掲載媒体・箇所

オリンピック中継番組、オリンピック特集ページ等に合わせた広告出稿ではないこと等

④ 広告等の出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと等

それぞれの条件について、次ページ以降に詳細を記載していますので、ご一読の上、ルールの遵守にご協力をお願いします。



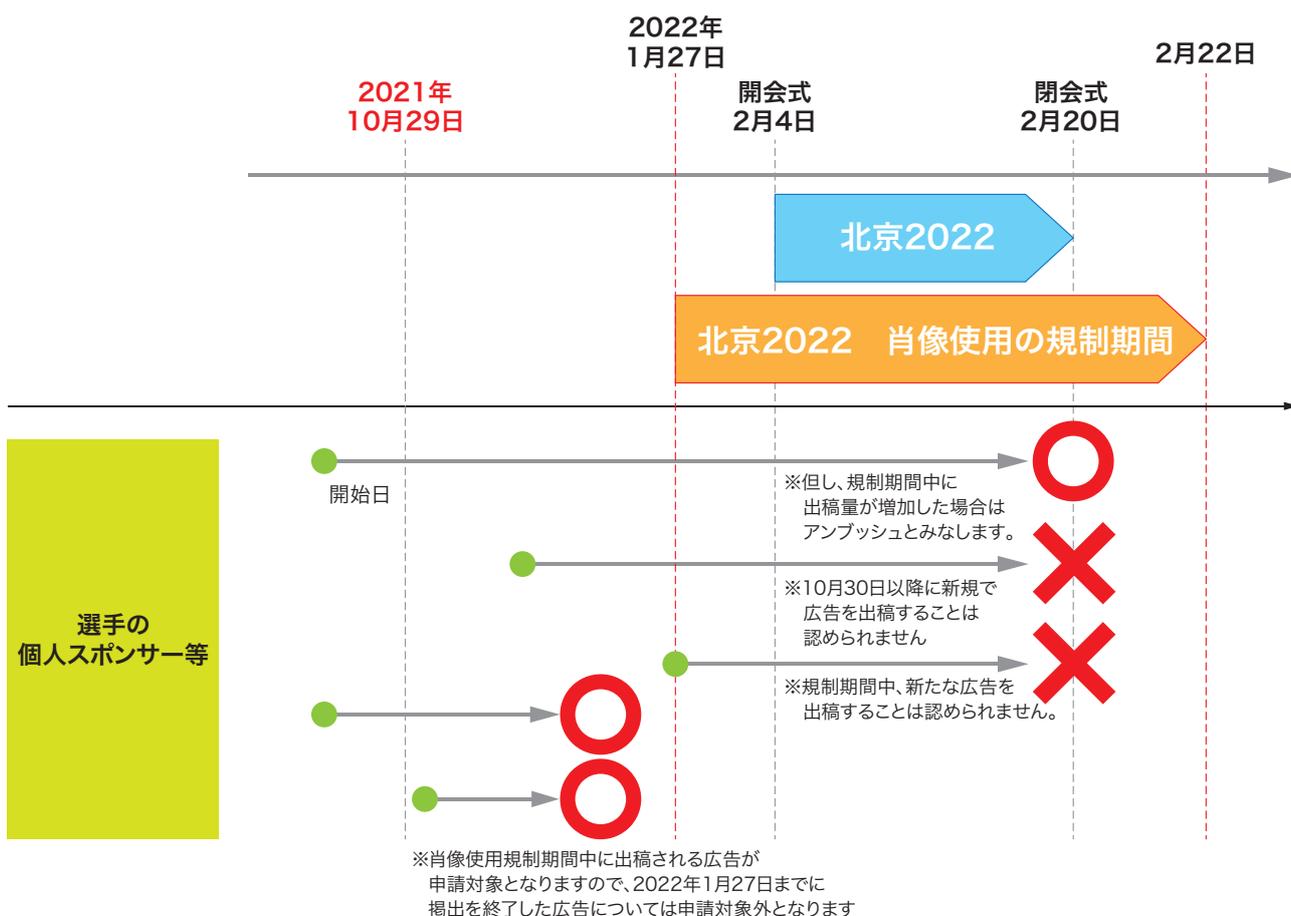
使用条件① 「掲出時期」

肖像使用規制期間

北京2022冬季大会の期間中(選手村開村日～閉会式2日後：2022年1月27日～2022年2月22日)は、オリンピックへの注目度が最も高まるため、IOCではオリンピックパートナーの権利保護とともに、アンブッシュマーケティングに対するモニタリングと措置を強化しています。そのため、上記期間はルール40の規定に沿って、大会参加者の肖像が制限され、広告等が掲載されていた時期も含めた使用条件が設定されています。

肖像使用規制期間内の広告出稿

オリンピックパートナー以外の個人スポンサー等によるオリンピックへの注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、オリンピックパートナーの権利を侵害し、アンブッシュとなるおそれがあります。そのため、北京2022冬季大会期間を意図的に狙ったアンブッシュを防止するために、個人スポンサー等は2021年10月30日以降に新たに企画された大会参加者の肖像を使用した広告を、肖像規制期間内に掲出することはできません。



● 掲出する媒体の変更は、出稿量が同等あるいは減少していると明らかに判断できる場合のみ出稿実績とみなします。

使用条件② 「広告表現」

事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が、書面の提出は必要になると思っています。が、肖像使用規制期間中の大会参加者の肖像を使用した広告・宣伝活動において、許諾される広告表現は、以下の通りとなります。

- ①オリンピック、あるいはオリンピック日本代表選手団をテーマとしていない
- ②オリンピック、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- ③オリンピック、あるいはオリンピック日本代表選手団を想起させない／関連づけない
- ④商品と競技パフォーマンスの結びつきを創出させない

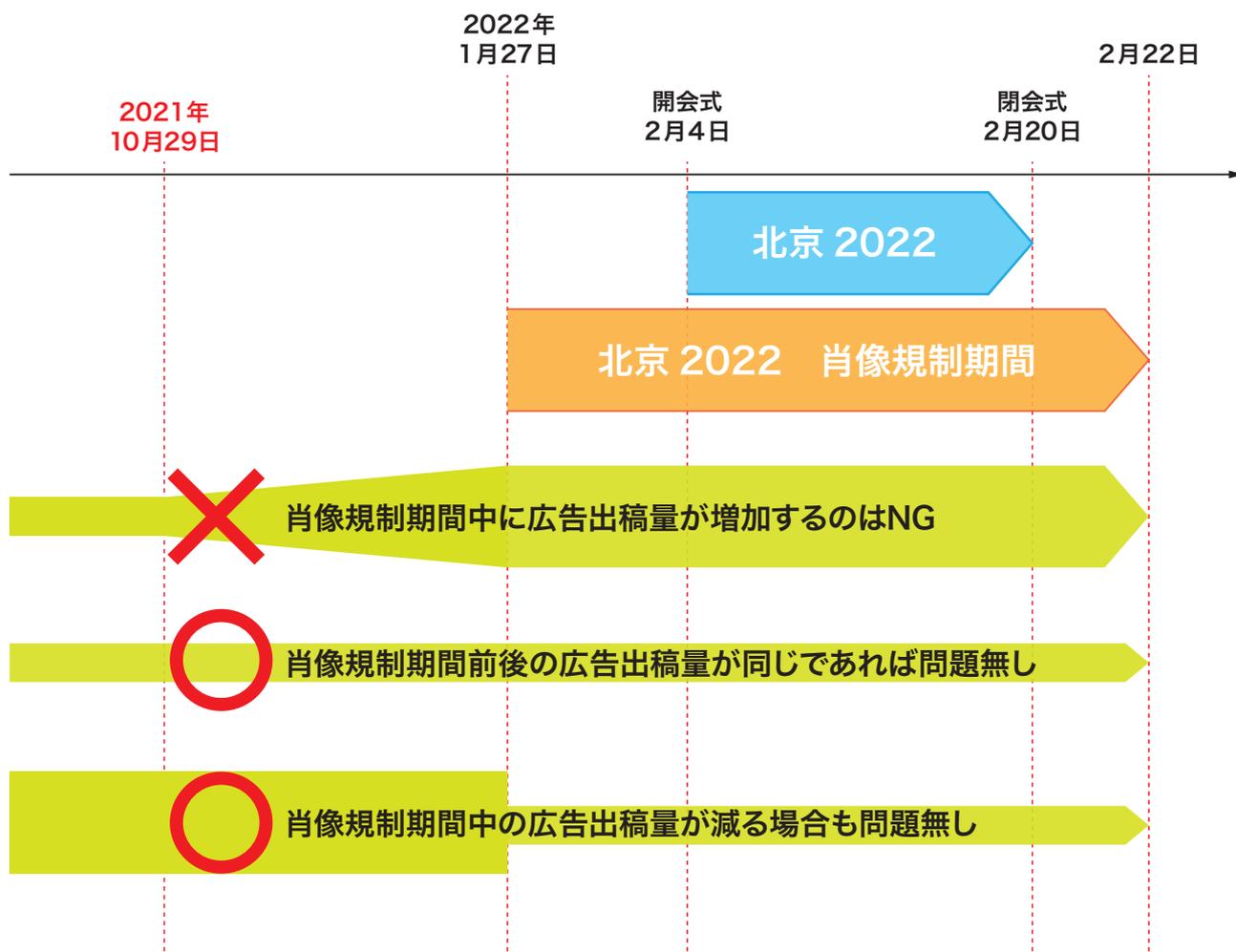
使用条件③ 「広告使用媒体」

Ⅲ 使用媒体と掲出箇所

事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が広告・宣伝活動に使用する媒体には特に規制はありません。但し、「オリンピック及び日本代表選手団を想起させる」おそれがある「オリンピック特集」や「オリンピック中継」等の広告枠を意図的に狙った出稿は認められませんので、ご注意ください。また、個人スポンサー等のホームページ等での大会参加者の肖像使用も申請対象となります。

使用条件④ 「広告出稿量」

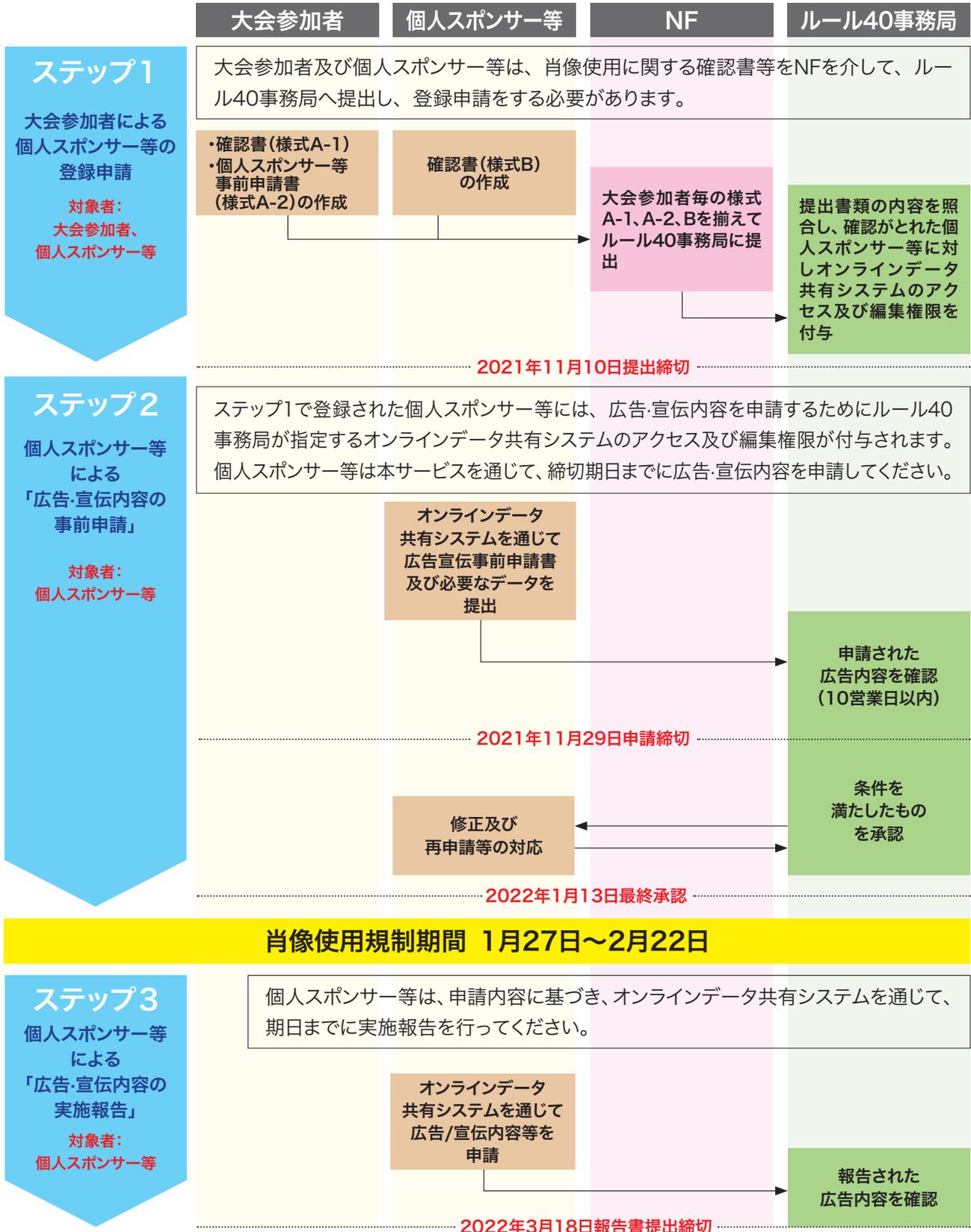
事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が肖像規制期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があるとみなされる可能性があります。日常実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を計画しているとみなされる場合は許諾されませんのでご注意ください。



ルール40

肖像使用のための申請手続き

肖像使用規制期間中に、個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用する場合、3つのステップの申請手続きが必要です。



ステップ① 大会参加者による

個人スポンサー等の登録申請

登録手続き

<大会参加者及び個人スポンサー等の確認書の提出>

下記の確認書を期日までにNFを通してデータにて提出してください。

提出期限までに北京 2022 冬季大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が、大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には広告申請が必要になりますので、同様に下記書類をデータにて提出してください。

提出物：①【様式A-1】大会参加者の肖像使用に関する確認書(大会参加者作成用)

②【様式A-2】個人スポンサー等事前申請書

③【様式B】大会参加者の肖像使用に関する確認書(個人スポンサー・所属先作成用)

提出期限：2021年11月10日(水)

※提出期限直前時期は申請が混み合い、承認手続きにお時間がかかる可能性がありますので、なるべく期日前早めの提出にご協力をお願いします。

提出方法：大会参加者が所属するNF担当者より、ルール40事務局が指定するオンラインデータ共有システムへアップロード

※事前にルール40事務局より、各NFへご連絡の上、NF担当者を確認いたします。

記入する内容：・肖像を使用される大会参加者の氏名・競技・種目名

- ・大会参加者の直筆署名
- ・個人スポンサー等の責任者、実務担当者の押印
- ・個人スポンサー等の企業名・担当者連絡先

主な確認内容：

確認書の署名は、確認書に記載されている以下の内容を理解したうえで行ってください。

- ・本ガイドライン内の肖像使用条件を遵守し、個人スポンサー側で徹底し、ルール40事務局から修正等指示があった場合はその指示に従うこと。
- ・違反があった場合にはJOCが規定する「国際総合競技大会派遣規定」により処分される場合があること、並びに今後ルール40に基づく個人スポンサー等による肖像使用が一切認められない可能性があること。

注意事項：

- ・NF担当者には、ご記入いただいたEメールアドレス宛に、個人スポンサー等による広告・宣伝内容の申請状況を必要に応じてお知らせ致します。
- ・確認書に記載された情報の確認や不足があった場合には、ルール40事務局から記載されたご連絡先にご連絡する場合があります。

＜登録申請の流れ＞

ルール40事務局が様式A-1、A-2、様式Bの記載内容を確認し、不備がなければ個人スポンサー等の登録手続きをいたします。登録された個人スポンサー等には、ルール40事務局の指定するオンラインデータ共有システムへのアクセス及び編集権限を付与します。

個人スポンサー等の登録申請(確認書3種の提出締切) 2021年11月10日(水)まで



上記確認書をルール40事務局の指定するオンラインデータ共有システム内のフォルダに格納してください。
 ※大会参加者ごとにフォルダを作成の上、様式A-1、A-2、B全てをPDFデータにて、下記指定のファイル名をつけて格納してください。
 (原本はNFにて保管ください。)

指定フォルダ名(例)：スキー_日本太郎

指定ファイル名(例)：【様式A-1_署名済】スキー_日本太郎、【様式A-1_署名なし】スキー_日本太郎

【様式A-2】スキー_日本太郎

【様式B】スキー_日本太郎_企業名

※【様式A-1】の確認書については、選手ご本人の直筆の署名が必須となります。

11月10日時点で署名入りの確認書の提出が困難な場合は、署名以外の記載ができていて、11月29日までに署名入りの確認書を再提出いただくことを条件に未署名の確認書で提出いただくことが可能です。



ルール40事務局

ルール40事務局にて様式A-1、A-2、Bの情報をもとに、申請された企業ごとにフォルダを作成し、広告宣伝事前申請書をアップロードいたします。登録された個人スポンサー等には、広告・宣伝内容を申請するために、様式Bの実務担当者にルール40事務局が指定するオンラインデータ共有システムへのアクセス及び編集権限を付与いたします。

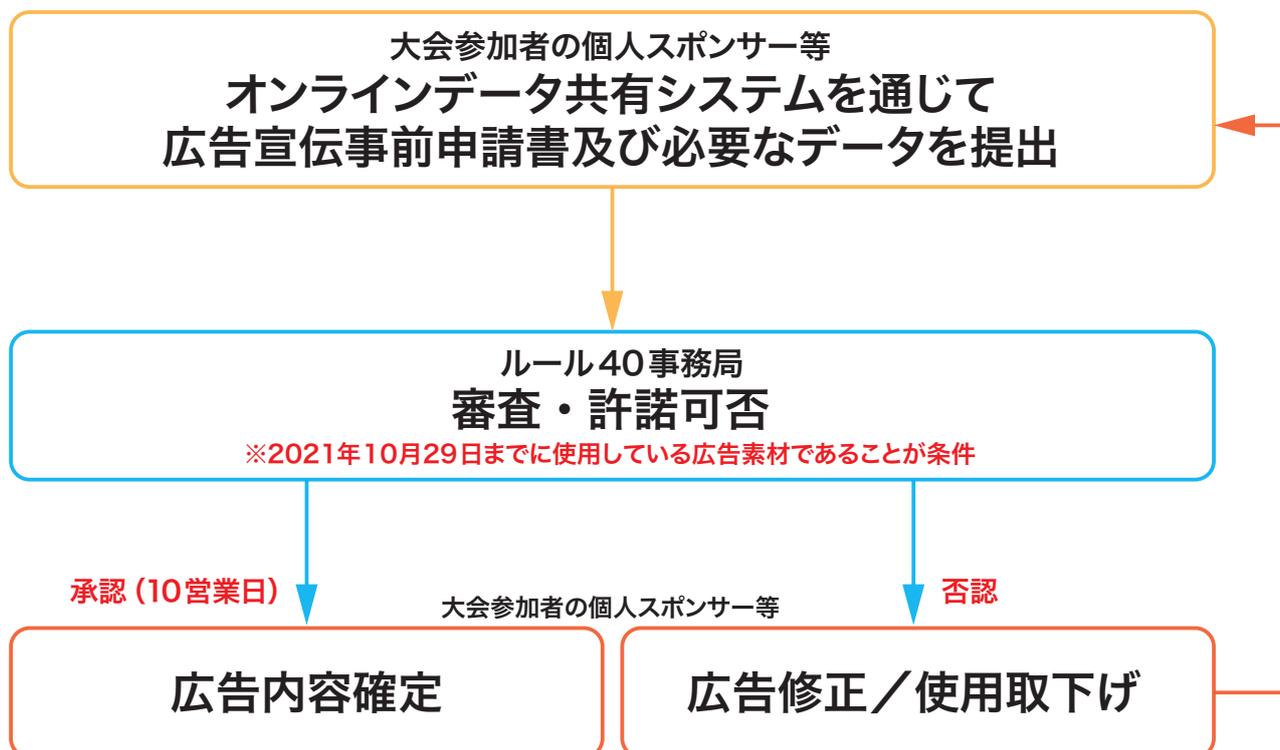


ステップ② ルール40事務局への 広告・宣伝内容の申請

ステップ①により、ルール40事務局により登録された個人スポンサー等は、オンラインデータ共有システムを通じてルール40事務局に事前に広告・宣伝内容を申請する必要があります。ルール40事務局では、申請された広告・宣伝内容がガイドラインを遵守しているか審査し、実施の可否を判断します。

申請締切：2021年11月29日(月)まで ※否認・再申請の場合の最終承認は2022年1月13日(木)

※個人スポンサー等の申請した広告・宣伝内容・承認状況は、NFも閲覧可能とします。

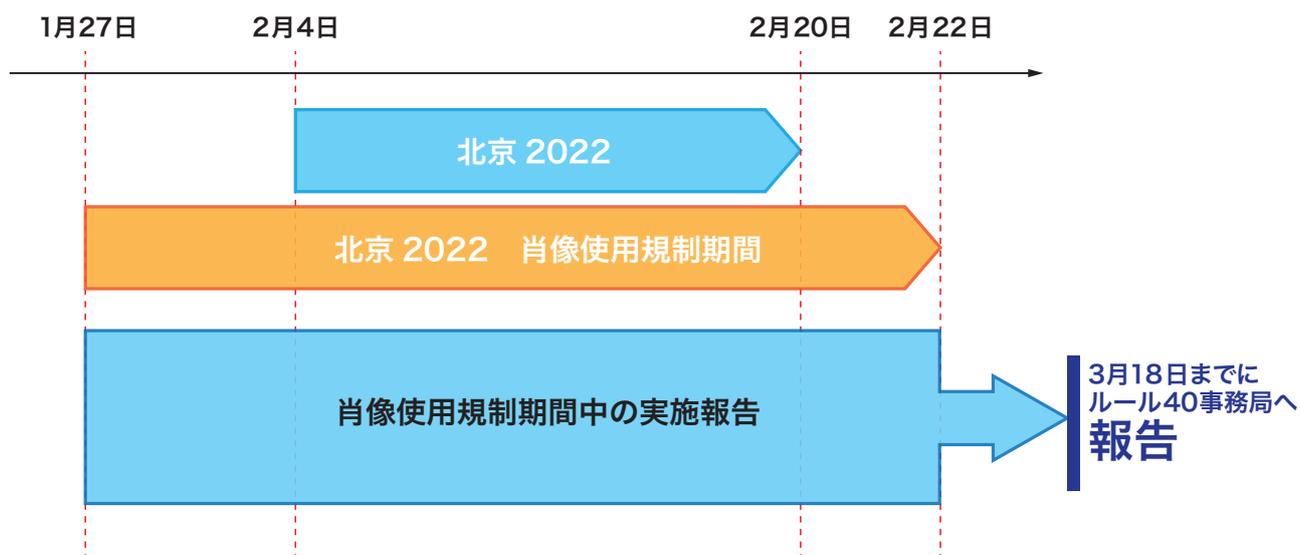


ステップ③ ルール40事務局への 広告・宣伝の実施報告

肖像使用規制期間中に、大会参加者の個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用した場合には、広告宣伝事前申請書内の報告書シートを記入し、オンラインデータ共有システムを通じてルール40事務局に対して実施報告を必ず行ってください。

※実施報告書はNFも閲覧可能とします。

報告締切：2022年3月18日(金)



問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会

総合企画部マーケティング担当

(ルール40事務局)

電話番号：03-6910-5958

メールアドレス：rule40@joc.or.jp